

「さいたま市文化財保存活用地域計画（素案）」に対する意見募集結果

意見番号	ご意見の概要	該当するページ(範囲)	件数	ご意見に対する市の考え方	修正等の対応
1	当該計画を理解・認識すべき対象者(さいたま市民、文化財保存の協力者等)を明示することをご検討願います。 (意図)当該計画の目的を鑑みる、対象者を明確にした方が適切と考えるため	14	1	当該計画は行政・市民らが絡ぐるみで一体となって計画を実現することを目指しており、市民全員が対象となるものです。なお、中でも計画の取組主体は14ページに掲載しているとおりです。	素案のとおりとします。
2	13ページ序章 図3節 序一「歴史文化no遺産」において、「さいたま市文化芸術都市創造条例」では文学は、文化芸術の一環として定義されているので、文学は芸術と並列表記ではなく、項目を文化・芸術とし、文学は下部の盆栽・漫画・人形等と並べるよう修正した方が良い。なお「さいたま市文化芸術都市創造条例」第2条において、文化芸術の定義の中に建築は入っていない。あるいは建築を「ア文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術」の中に含まれると読ませるのだろうか(文化芸術基本法、埼玉県文化芸術振興基本条例で定義付けはないがほぼ同じ扱い)。建築(及びアーバンティッシュ)は文化財に限らず景観構成の大きな要素だから、こうした法令に文化芸術の範疇として明確に位置付けて欲しい。「文化財保存活用地域計画」に於いて(この法規に限らず)関連法規の検証評価と(この法規に限らず)関連法規の検証評価と(必要ならば)改正のプロセスも計画期間(14ページ)に組み込むべきだろう。	13	1	一般的に、文学とは、言語化された芸術と解されます。よって項目を芸術の中に文学・盆栽・漫画・人形を並べるのが適切と考えます。「文化財保存活用地域計画」の中で、文化財の枠組みを超える、建築物を景観構成の大きな要素と解するなら、歴史的文化遺産としては、歴史的建造物と街並みとの調和という観点で、文化的景観、もしくは伝統的建造物群などに位置付けられるものであると考えます。なお、当該計画は法規ではなく、あくまで、文化財保護法に基づき本市が作成する計画であり、法的にその定義づけを行うものではないと考えます。進捗評価については185ページを参考にしてください。	ご指摘のとおり、「文学」につきましては、芸術の中を含むべきものと解し修正しました。
3	歴史文化遺産の定義が分かりません。明示してください。	13	1	具体的には、13ページに定義づけられております。「指定・登録等文化財」及び未指定の文化財(指定と同類型のもの)に、地域の歴史を語るうえで、歴史的・文化的な価値を有する類型外の文化的所産を含めたものです。例えば、スポーツ、交通、芸術、文学、産業、伝説なども本市の重要な要素となります。	ご指摘いただいた「歴史文化遺産」の定義につきましては、13ページに明記しております。ただし、文言を整理し修正しました。
4	16ページ序章 第5節 表「さいたま市文化財保存活用地域計画策定協議会委員」、「さいたま市文化財保護審議委員会」において、これらの協議会、審議会はいずれも「文化財保存活用地域計画」の体制で推進評価(調査審議・意見聴取・協議)の核となる附属機関なので(15ページ、177ページ、180ページ)もう少し幅広い委員構成とすべきではないか。例えば、建造物の人選では波多野、伊藤両先生とも建築史の専門家だが、保存活用には資金が不可欠で、今後寄附文化の中で特定の対象に偏らず資金の流用を行うには、ファンドシステムの工夫など御課題になるだろう。そうした課題解決には、経済、経営、あるいはマーケティング分野の専門家も加えるべきではないか。この表では従来の文化財保存に観光と商工の実務情報を付加しようとしているだけにしか見えない。	16-17	1	現在、令和6年度中に、文化庁の認定を得るために策定協議会を設置し、また既存の文化財審議委員の意見を聴取しているものであって、今年度中に委員の変更はありませんでした。なお、資金確保については、今後、計画自体の進捗状況の評価するにあたり、協議会の設置も含め、検討の余地があると考えております。	ご指摘いただいた内容は、今後の施策推進の際の参考とさせていただきます。
5	「歴史文化遺産(指定・登録を除く)」に、「さいたま新都心のパブリックアート群」の記載がないので、記載してはいかがでしょうか？ 「さいたま新都心のパブリックアート群」は、2000年のまちびらきの際に環境と一体になるアートや関東圏の子どもたちとワークショップで作られたユニークな作品群で、全国的にも注目されました。作品数としては22作品、バラバラに存在する作品もあるので全て含めると50点近くあるのではないかと思います。所有者は、国(合同庁舎1号館&2号館)、日本郵便株式会社になります。せっかく市内にある文化財産を、この機会に認識しておくのは良いのではないのでしょうか。	99	1	さいたま新都心の街びらきに伴いワークショップとして製作された作品類が大半です。歴史的にもまだ新しく、歴史文化遺産に加えることは難しいと考えます。	素案のとおりとしました。
6	博物館の特別展の図録も入れてはいかがですか？ (見沼、埴輪 など)	107-111	1	博物館等の図録も有効な研究成果と捉え、計画作成に当たっては十分考慮しております。ただし、それらを掲載することは紙面の都合上困難であり、今回は除外させていただいております。	素案のとおりとしました。
7	表中団体・市民 詳細調査の欄 旧4市以前のものは入れないのでしょうか？ 土合郷土史(1969)	107-111	1	計画作成に当たり、参考とさせていただきます。ただし、紙面の都合、個人で出版したものにつきましては、その掲載を見送っております。	素案のとおりとしました。
8	旧4市の市史編纂時等の調査のばらつきのある分野については、最も充実している市のものを基準として、早急に調査を補完していくことを明記してください。(旧浦和市の石仏等の悉皆調査を希望します)	111	1	文化財の分類によって、調査の進捗には時間を要するものが多くございます。必要に応じ、手を付けられるものから順に把握調査を始めるべきと考えております。	素案のとおりとしました。
9	「クラウドファンディングからの資金は市の予算に上乗せし、支援してくださった方の気持ちを大切に、保存・継承に活用します。」と明記してください。サクラソウのクラウドファンディングのように、もともと市の予算を他に回すことのないようにしてください。	121	1	この記述は民間も含めたクラウドファンディングの活用の可能性を記したものであり、ガバメント型クラウドファンド(ふるさと納税)に限定した話ではございません。クラウドファンディングの仕組みは多種多様であり、所有者自らが主体となり、様々な取組を行う中でも、クラウドファンディング活用の可能性を含めた記述としました。	素案のとおりとしました。
10	文化財保存活用区域設定の必要性が分かりません。散在するものは、関連文化財群とすれば良い。	130-146	1	文化財保存区域とは、歴史文化遺産が集中しているエリアを文化財保存活用区域として、面的に設定することにより、地域的な特性を捉えることで、例えば、観光促進や街づくりの観点などから効果的な活用を期待するものです。次期計画で区域変更の可能性を検討することも考えられます。	素案のとおりとしました。
11	132ページの地図 「車両センター」とありますが、鉄道の車両センターであることが分かります。企業名を出せないのかと思ったが、134ページでは「JR東日本」と書いてあるので、統一した方がよいと思います。	135-136	1	JR東日本総合車両センターが正式名称で間違いございません。ご指摘を踏まえ修正させていただきます。	ご指摘のとおり、JR東日本大宮総合車両センターと表記しました。

12	133ページの写真は、「国鉄大宮工場」になっていますが、地図上に表記が無い。車両センターのことなのか。写真が地図に補足を入れてみては。	137	1	ご指摘のとおり、大宮工場跡地は、現在、JR東日本大宮総合車両センターと改称されています。なお、写真についてはご指摘のページからは削除いたしました。	ご指摘のとおり、国鉄大宮工場は縮小され、現在、JR東日本大宮総合車両センターとなっております。掲載されておりました写真は削除しました。
13	134ページ「鉄道」に、与野駅西口にある「大宮操車場」跡地の碑板も入れてみては。同じく、大宮市役所協にあるSL、昨年のお色直しに市長も見えられていたので、入れてみては。「さいたま市」の説明銘板もあります。	136	1	さいたま新都心駅けやき広場に設置された大宮操車場記念碑でしょうか。再度調査しますので、今回の歴史文化遺産への追加は見送ります。ただし、大宮区役所脇、山丸公園内のC12のSLについては、歴史文化遺産として追加させていただきます。	ご指摘のとおり、山丸公園内にあるC12のSLにつきましては、氷川神社・氷川神社・大宮宿周辺区域内の歴史文化遺産一覧に追加しました。
14	(3)与野本町周辺地域 高沼用水も記述してください。また、用水の東縁と西縁に接する与野中央公園の景観も考慮してください。	135	1	高沼用水については、与野本町周辺区域の歴史文化遺産に含めております。用水に接する与野中央公園につきましては、開園からの年数が他の公園と比較しても新しく、今回の対象からは除外させていただきます。	素案のとおりとしました。
15	課題として、予算計画(現実行額、今後7年間の計画)、並びに、今後の計画をつくる上での方法・相手候補(クラウドファンド、民間企業等)も現行予定として記載することも併せて検討願います。 (意図)課題には市民等への意識付けが上位に述べられていますが、予算に関する包括的計画の記載がないため。	123-129	1	予算計画につきましては、今後、年度ごとに示される予算編成方針に基づき、予算要求や査定によって額が確定するものですので、あらかじめ具体的な数字をお示しすることは不可能です。また、今後連携していく企業等につきましては現時点で具体的に表記できるものはございません。	素案のとおりとしました。
16	181ページ 第9章 第1節⑦大学・専門家等について、さいたま市内で活動している建築団体は建築士会の他にも(公社)日本建築家協会関東甲信越支部埼玉地域会、(一社)日本建築学会関東支部埼玉支所、(一社)埼玉県地区設計監理協会、(一社)埼玉県建築士事務所協会があり、それぞれ独自の立ち位置にある。「建築士会ほか」の「ほか」で括られると士会専権との誤解を生じかねないので、すべて表記して欲しい。更に「保存活用地域計画」が立場の異なる5団体の協働へ導く役割を担うことに期待したい。	183	1	国登録有形文化財等の登録申請手続きの際に各建築士会に協力していただいております。計画内では、現時点で、公益社団法人全国建築士会が主として運営するヘリテージマネージャーネットワーク協議会の加入団体として埼玉建築士会を代表として掲載しているものです。今後、各会にもご協力をお願いすることがあると思いますので、ご理解ください。	素案のとおりとします。
17	岩槻城周辺区域としながら、主な歴史文化遺産に「明戸天神社」等の明記がされていない。	144-145	1	明戸天満宮は、所有者が明確でなく、岩槻城周辺区域の設定エリアの範囲外としておりました。しかしながら、かつて、明戸天満宮は、岩槻城内に建立されていたという観点からも岩槻城との関連も深く、かつ、保存活用区域とも隣接していることから岩槻城周辺区域内に含めたいと考えます。	ご指摘のとおり、岩槻城周辺区域の主な歴史文化遺産に明戸天満宮を加えました。

■ 集計結果

意見	提出者	数	6名
意見	項目	数	17件
修正	項目	数	6件